

和泉市認定こども園条例の制定について（概要）

教育・こども部こども未来室

1 主な制定の理由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」において公立保育所及び幼稚園の認定こども園化を位置づけている中、集団教育の確保と中部地域の待機児童等への対策のため、北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置する必要がある。

2 主な制定の内容

第1条 設置

第2条 名称及び位置

名称は「和泉市立北松尾こども園」

第3条 使用料

第4条 減免

第5条 委任

附則において、影響する他の条例改正を行う

- ・ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 和泉市行政手続条例
- ・ 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例
- ・ 和泉市立幼稚園条例
- ・ 和泉市保育所条例

3 施行期日

規則で定める日から施行。

議案第 号

和泉市認定こども園条例制定について

和泉市認定こども園条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」において公立保育所及び幼稚園の認定こども園化を位置づけている中、集団学習の確保と中部地域の待機児童への対策のため、北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市認定こども園条例（案）

（設置）

第1条 本市に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称 和泉市立北松尾こども園

位置 和泉市いぶき野二丁目27番1号

（使用料）

第3条 認定こども園の使用料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置に係るものを除く。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）及び延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）、預かり保育（通常の教育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。

(1) 一時保育 日額3,200円

(2) 延長保育 日額400円（月額の場合にあっては、4,000円）

(3) 預かり保育 日額1,250円

3 前2項の使用料のうち保護者が負担すべき額及びその徴収については、規則で定める。この場合において、第1項の使用料に係る保護者が負担すべき額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の政令で定める額を限度として定めるものとする。

(減免)

第4条 市長は、災害、経済的困難その他特別の理由があると認める者については、規則で定めるところにより前条第3項前段の保護者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、和泉市立北松尾幼稚園に在園している幼児又は和泉市立北松尾保育園に在園している児童は、施行日において和泉市立北松尾こども園に入園したものとみなす。ただし、和泉市立北松尾こども園に入園を希望しない者については、この限りでない。

(準備行為)

3 第2条に規定する和泉市立北松尾こども園に係る入園募集その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものものの報酬額	別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものものの報酬額
区分	報酬額
(中略)	(中略)
文化財保護委員	略
学校医（ <u>幼稚園医及び認定こども園医</u> を除く。）	略
幼稚園医、 <u>保育園医及び認定こども園医</u>	略
学校歯科医（ <u>幼稚園歯科医及び認定こども園医</u> を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略
幼稚園歯科医、 <u>保育園歯科医及び認定こども園歯科医</u>	略
学校薬剤師（ <u>幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師</u> を除く。）	略
<u>幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師</u>	園薬剤師 1 人 1 園当たり年額 127,000円
文化財保護委員	略
学校医（ <u>幼稚園医</u> を除く。）	略
幼稚園医及び <u>保育園医</u>	略
学校歯科医（ <u>幼稚園歯科医</u> を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略
幼稚園歯科医及び <u>保育園歯科医</u>	略
学校薬剤師（ <u>幼稚園薬剤師</u> を除く。）	略
<u>幼稚園薬剤師</u>	<u>幼稚園薬剤師</u> 1 人 1 園当たり年額 127,000円

(和泉市行政手続条例の一部改正)

5 和泉市行政手続条例（平成9年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) <u>学校、保育所又は認定こども園</u>において、教育又は保育の目的を達成するために、生徒、児童、幼児若しくは入所者又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)～(11)略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) <u>学校又は保育所</u>において、教育又は保育の目的を達成するために、生徒、児童、幼児若しくは入所者又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)～(11)略</p>

(和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の一部改正)

6 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（令和3年和泉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) <u>学校園</u> 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) <u>学校園</u> 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をい</p>

新		旧	
(中略)		(中略)	
和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1	和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1
		和泉市立 北松尾保育園	和泉市いぶき野二丁目27番1号
(以下略)		(以下略)	